

2001年9月11日にニューヨーク、ワシントンDC、
及びペンシルバニアで発生した
恐怖のテロ攻撃を最も強い表現で明確に非難し、
そのような行為が、
国際テロリズムのあらゆる行為と同様に、
国際の平和及び安全に対する
脅威であると認める。



NO TERRORISM

国際社会による『テロとの闘い』とテロ対策特別措置法に基づく日本の貢献

日本が支える テロとの闘い

すべての国に対して、
これらテロ攻撃の実行者、組織者及び支援者を法に照らして裁くために
緊急に共同して取り組むことを求めるとともに、
これらの行為の実行者、組織者及び支援者を
援助し、支持し又はかくまう者は、その責任が問われることを強調する。
2001年9月11日のテロ攻撃に対応するため、
またあらゆる形態のテロリズムと闘うため、
国連憲章のもとでの同理事会の責任に従い、
あらゆる必要な手順をとる用意があることを表明する。
(安保理決議1368(訳文)2001.9.12)

外務省

9.11同時多発テロとの闘い、が始

2001年9月11日、
米国同時多発テロが発生。
米国の経済を象徴する建物が、
一瞬のうちに崩れ去る映像は、
世界中に衝撃を与えた。

9月11日、4機の米国国内線民間航空機がほぼ同時にハイジャックされ、米国の経済、軍事を象徴する建物に相次いで突入する自爆テロが行われた。

午前8時46分(日本時間午後9時46分)、ボストン発ロサンゼルス行きアメリカン航空11便がニューヨークの世界貿易センターの北棟ビルに突入した。続いて午前9時3分(日本時間午後10時3分)、ボストン発ロサンゼルス行きユナイテッド航空175便が南棟ビルに突入した。2機の飛行機の突入により、二つのビルは午前10時頃ほぼ同時に倒壊した。

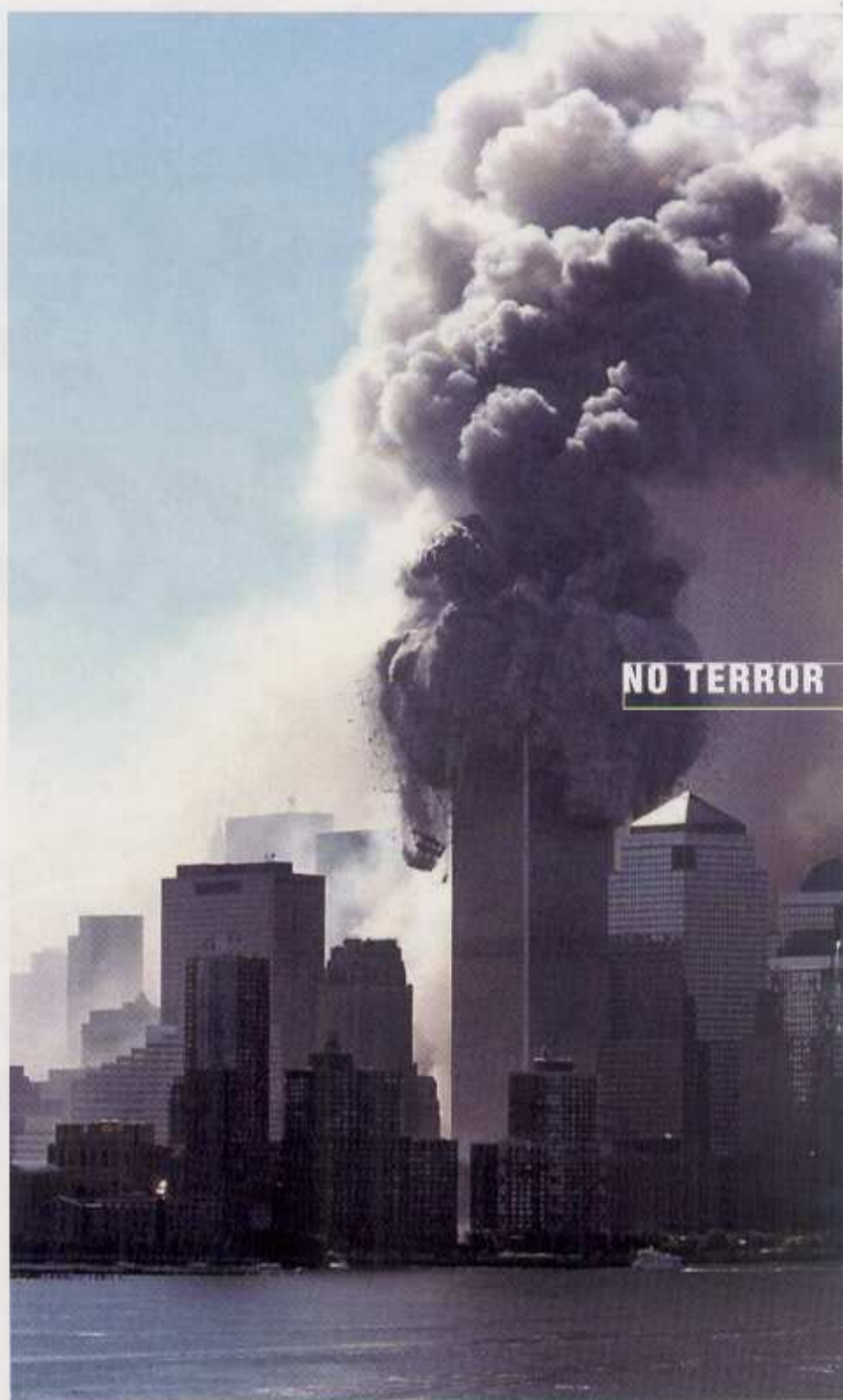
さらに午前9時37分、ワシントン発ロサンゼルス行きアメリカン航空77便がワシントンの国防省ビルに突入、建物の一部が倒壊、炎上した。

また、午前10時10分、ニューアーク(ニュージャージー州)発サンフランシスコ行きユナイテッド航空93便がピッツバーグ近郊の林に墜落した。

このテロによる犠牲者は合計2973名(2004年7月22日米国9.11国家委員会報告書)。うち日本人死者・行方不明者は24名、うち遺体が確認されたのは13名(2006年現在)であった。

翌12日、小泉総理大臣(当時)は「このたびの米国における事件は、極めて卑劣かつ言語道断の暴挙であり、このようなテロリズムは決して許されるものではなく、強い憤りを覚える。米国大統領ならびに米国民に対し、日本国民を代表して心よりお見舞い申し上げます。」との声明を発表。また、同日、国連安全保障理事会で、「テロ活動によって引き起こされた国際の平和及び安全に対する脅威に対してあらゆる手段を用いて闘うこと」を表明した安保理決議1368が採択された。

こうして、国際社会とテロとの闘いが始まった。



口発生 また



死者・行方不明者

2973人

(2004年7月22日 米国9.11国家委員会報告書)

日本人死者・行方不明者

24人

実行犯

19人

安保理決議1368

安全保障理事会は、

国際連合憲章の原則及び目的を再確認し、

テロ活動によって引き起こされた国際の平和及び安全に対する脅威に対してあらゆる手段を用いて闘うことを決意し、

憲章にしたがって、個別的又は集団的自衛の固有の権利を認識し、

1. 2001年9月11日にニューヨーク、ワシントンD.C.、及びペンシルバニアで発生した恐怖のテロ攻撃を最も強い表現で明確に非難し、そのような行為が、国際テロリズムのあらゆる行為と同様に、国際の平和及び安全に対する脅威であると認める。

2. 犠牲者及びその家族並びにアメリカ合衆国の国民及び政府に対して、深甚なる同情及び哀悼の意を表明する。

3. すべての国に対して、これらテロ攻撃の実行者、組織者及び支援者を法に照らして裁くために緊急に共同して取り組むことを求めるとともに、これらの行為の実行者、組織者及び支援者を援助し、支持し又はかくまう者は、その責任が問われることを強調する。

4. また、更なる協力並びに関連する国際テロ対策条約及び特に1999年10月19日に採択された安全保障理事会決議第1269号をはじめとする同理事会諸決議の完全な実施によって、テロ行為を防止し抑止するため一層の努力をするよう国際社会に求める。

5. 2001年9月11日のテロ攻撃に対応するため、またあらゆる形態のテロリズムと闘うため、国連憲章のもとでの同理事会の責任に従い、あらゆる必要な手順をとる用意があることを表明する。

6. この問題に引き続き関与することを決定する。

ISM

2006年8月

英国航空機爆破計画未遂事件

2005年7月

ロンドン地下鉄・バス同時爆弾テロ事件

2004年3月

マドリート列車爆弾テロ事件

2005年7月

エジプト・ダハブ爆弾テロ事件

2004年10月

シナイ半島連続爆弾テロ事件

2005年7月

シャルム・アル・シェイク連続爆弾テロ事件

2004年5月

サウジアラビア外国人居住区襲撃テロ事件

2002年11月

ケニア・モンバサ同時テロ事件

9.11以降の主なテロ事件

広がりに続ける テロの脅威



2002年10月

モスクワ劇場占拠事件

2004年2月

モスクワ地下鉄爆破テロ事件

2004年9月

北オセチア学校占拠事件

2005年11月

ヨルダン・アンマン同時爆弾テロ事件

2005年10月

デリー連続爆弾テロ事件

2006年7月

ムンバイ連続列車爆弾テロ事件

2006年10月

スリランカ・マータレー県爆弾テロ事件

2006年6月

スリランカ・バス爆破テロ事件

2004年2月

マニラ湾沖フェリー爆破テロ事件

2005年2月

マニラ等連続爆弾テロ事件

2002年10月

バリ島爆弾テロ事件

2005年10月

バリ島爆弾テロ事件

2003年8月

ジャカルタ・マリオットホテル爆弾テロ事件

2004年9月

ジャカルタ豪大使館前爆弾テロ事件

9.11以降も「アル・カーイダ」の影響を受けたテロ組織による犯行は後を絶たない。

国際テロ組織「アル・カーイダ」及び関連団体の指導部の勢力はまだまだ軽視できない。アル・カーイダの支援や思想的な影響を受けた関連組織や、アル・カーイダから独立しつつもその思想を信奉する地域的な地元過激派組織やホーム・グロウン（自国内育ちの）テロが新たな脅威となっている。

日本人旅行者や在留邦人、日本企業が多く存在し、政治、経済、社会全般に深い関係を有する東南アジア地域でも、国際テロ組織によるテロが続発している。日本は、ウサマ・ビン・ラーディン等のものとされる声明においてテロの標的として名指しされ、現実にも過去にアル・カーイダ関係者が日本への出入国を繰り返していたことが判明している。

広がりを続けるテロの脅威は、もはや対岸の火事ではない。



トルクメニスタン

アフガニスタン全土で
国際治安支援部隊 (ISAF) が活動

アフガニスタン

イラン

カブール

● = 地方都市では
地方復興チーム (PRT) が活動

不朽の自由作戦 (OEF)
およその活動地域

パキスタン

インド

カタール
アラブ
首長国連邦

オマーン

海上阻止活動 (OEF-MIO) を実施



今、各国が国際社会と国民の安全を守るために闘っている

国際治安支援部隊 (ISAF)

International Security Assistance Force

ISAFは、安保理決議1386により設置された国際部隊。アフガニスタンの治安維持を通じ同国政府を支援。(米国、英国、フランス、ドイツ、イタリア等37カ国約35000人が参加。(2007年2月現在、NATO/ISAFホームページより))



地方復興チーム (PRT)

Provincial Reconstruction Team

中央政府の地方への影響力拡大や、国際援助活動の実施のための治安環境の改善などを目的とした小規模の部隊。軍人及び文民復興支援要員から構成され、治安環境の改善と復興事業に従事。

(米国、英国、フランス、ドイツ、デンマーク等23カ国が25カ所に展開(2007年2月現在、NATO/ISAFホームページより))



不朽の自由作戦 (OEF)

Operation Enduring Freedom

米国等によるアフガニスタン南部・東部のパキスタン国境付近等を中心としたアル・カーイダやタリバン勢力の掃討作戦等。



海上阻止活動 (OEF-MIO)

OEF-Maritime Interdiction Operation

インド洋におけるテロリスト及びその関連物資の海上移動の阻止、抑止のため活動。OEF-MIOでは無線照会や乗船検査を実施、約6,000ポンドの麻薬や約550丁の銃器(AK-47、PRK、14.5mm機関銃)及び弾薬を発見、押収する等、成果をあげている。



「テロとの闘い」に立ち上がった国々が一致協力して行っているのが、アフガニスタンとインド洋上での活動だ。テロリストの身柄が拘束され、資金源となる麻薬や武器が押収されるなど着実に成果があがっている。

国際テロがなくなる限り、地球上に安全な場所はどこにもない。だからこそ、各国は、国民の安全な暮らしを守るために、世界の至る場所で「テロとの闘い」に取り組んでいる。

特に、アフガニスタンとその周辺地域では、各国が一致協力して次のような活動を行っている。

①テロリストの掃討作戦 ②国連の決議に従った現地の治安維持 ③アフガニスタン政府と力をあわせた復興と国造り ④テロリストが海上を通じて移動することを防止するとともに、武器の運搬やテロリストの資金源になっている麻薬取引を取り締まるためのインド洋における海上阻止活動

こうした様々な取組の結果、これまでに多くのアル・カーイダ幹部が捕らえられている。「テロとの闘い」が着実に前進している証拠だ。

また、テロリストにインド洋を自由にさせないという国際社会のメッセージは、海上阻止活動を通じアル・カーイダ等に伝わり、OEF-MIOは抑止効果を発揮している。OEF-MIO参加艦船による不審船舶に対する無線照会数(注)は大幅に減少等していることから、海域におけるアル・カーイダ等の移動や活動が減少していることは明らかだ。

(注)不審船等に対して船籍、船名等を照会する行為。



「テロとの闘い」への日本の貢献

難度の高い、 洋上を併走しながらの給油 まさに熟練の業

日本は、インド洋上の海上阻止活動を行う艦艇への
洋上給油を行うことで、
国際社会の「テロとの闘い」を支えている。

各国は国際社会の一員として、皆、自国にふさわしいと思う場所、ふさわしい方法で、「テロとの闘い」に取り組んでいる。日本は、インド洋に海上自衛隊の補給艦等を派遣し、海上阻止活動を行っている各国の艦船に洋上で燃料補給を行っている。

日本の協力があればこそ、各国の艦船は24時間体制で洋上での監視を実施することができる。日本の洋上での燃料補給があるからこそ、海上阻止活動の作戦効率が非常に高くなっている。洋上での補給活動は、日本の自衛隊にふさわしい活動である。



5年間の実績

(2007年1月末日現在)

給油回数

722回

給油量

約47万キロリットル

給油を受けた国

11カ国

米国、英国、イタリア、カナダ、
ドイツ、フランス、オランダ、ギリシャ、
スペイン、ニュージーランド、パキスタン

世界から評価される 日本の協力支援活動

麻生外務大臣は2006年5月の演説の中で、「…2001年11月以来、日本の海上自衛隊は、ローテーションを組んで、継続的にインド洋とアラビア海への派遣を行っています。ある上官は、これを「アラビアの騎士作戦」と名付けました。彼らはコアリションの海軍に燃料と水を供給して支援しています。彼らの海上における能力は、国際的に評価されており、私は彼らをとて誇りに思います」と述べた。

5年以上「テロとの闘い」を支え続けている日本の取組に対し、各国からは賞賛の言葉が寄せられている。

カルザイ・アフガニスタン大統領

「海上自衛隊の活動は、作戦行動全体にとって不可欠な役割を担っていると考える。これらの活動はアフガニスタン一国のみならず、国際社会全体にとって有益である」

(平成18年7月、衆議院・イラク特別委員会)



リード英国防相(当時)

「『不朽の自由作戦(OEF)』を支援するための海上自衛隊艦船のインド洋への派遣の継続につき貴国に感謝申し上げます。この海域に派遣されている多国籍海軍に対する海上自衛隊艦船による後方支援は、非常に価値のあるものであり、この地域でのテロとの闘いの国際的な努力において引き続き重要な要素となっています」

(平成17年11月、額賀防衛庁長官(当時)への書簡)



シュレーダー独首相(当時)

「『不朽の自由作戦(OEF)』に協力している独海軍艦船に対する日本政府の燃料補給活動に感謝申し上げます」

(平成15年4月、日独首脳会談)



カスーリ・パキスタン外相

「自衛隊艦船が、インド洋において『海上阻止活動(OEF-MIO)』に参加しているパキスタン艦船に対し、給油・給水支援を行っていることに感謝する」

(平成17年2月、日パキスタン外相会談)



アリオ＝マリー＝仏国防大臣

「『不朽の自由作戦(OEF)』作戦に参加する仏艦船に対して行っている貴国海上自衛隊による後方支援に感謝し、(訪仏中の海上自衛隊艦船に対し)燃料代の請求を行わずに無償で提供することとした」

(平成17年6月)

ブッシュ・米大統領

「日本の艦船は『不朽の自由作戦(OEF)』において多国籍軍の何百という艦船に燃料を補給している。日本国民は自衛隊のテロとの闘いに対する貢献を誇りに思うだろうし、米国民もこのような勇敢な同盟国と協力することを誇りに思う」

(平成18年6月、日米首脳会談前の歓迎式典)

「イラク、アフガニスタンにおける日本の支援に深く感謝する」

(平成17年11月、日米首脳会談)



ライス米国務長官

「イラク、アフガニスタンにおける協力は大きな成功例である」

(平成17年12月、日米外相会談)



ストロー英外相(当時)

「日本の給油活動に感謝したい」

(平成17年9月、日英外相会談)

パバンドニウ・ギリシャ国防相

「本支援はギリシャにとってたいへん喜ばしいことであり、日本側の協力に感謝している。日本側関係者に謝意を伝えてもらいたい」

(平成15年4月、駐ギリシャ日本大使との会談)

フィーニ伊外相(当時)

「海上自衛隊による補給活動に感謝申し上げる」

(平成17年9月、日伊外相会談)

ゴフ・ニュージーランド外務貿易相(当時)

「『不朽の自由作戦(OEF)』において日本より燃料補給をいただいております、…両国が緊密に連携していることは喜ばしい」

(平成15年5月、日ニュージーランド外相会談)

平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法(抜粋)

平成13年11月2日

法律第113号

(基本原則)

第二条

1 政府は、この法律に基づく協力支援活動、捜索救助活動、被災民救援活動その他の必要な措置(以下「対応措置」という。)を適切かつ迅速に実施することにより、国際的なテロリズムの防止及び根絶のための国際社会の取組に我が国として積極的かつ主体的に寄与し、もって我が国を含む国際社会の平和及び安全の確保に努めるものとする。

2 対応措置の実施は、武力による威嚇又は武力の行使に当たるものであってはならない。

3 対応措置については、我が国領域及び現に戦闘行為(国際的な武力紛争の一環として行われる人を殺傷し又は物を破壊する行為をいう。以下同じ。)が行われておらず、かつ、そこで実施される活動の期間を通じて戦闘行為が行われることがないと認められる次に掲げる地域において実施するものとする。

- 一 公海(海洋法に関する国際連合条約に規定する排他的経済水域を含む。第六条第五項において同じ。)及びその上空
- 二 外国の領域(当該対応措置が行われることについて当該外国の同意がある場合に限る。)

4 内閣総理大臣は、対応措置の実施に当たり、第四条第一項に規定する基本計画に基づいて、内閣を代表して行政各部を指揮監督する。

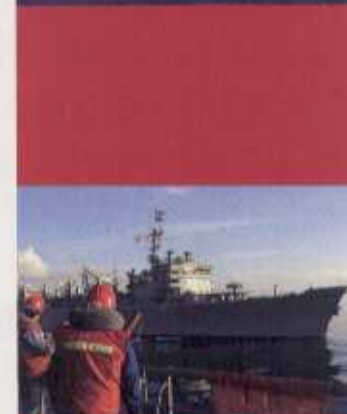
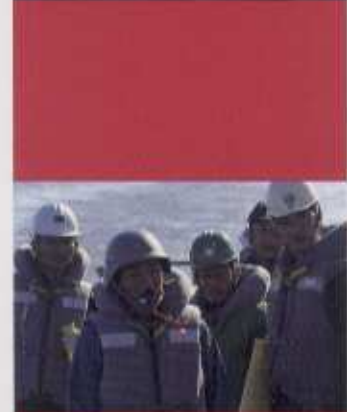
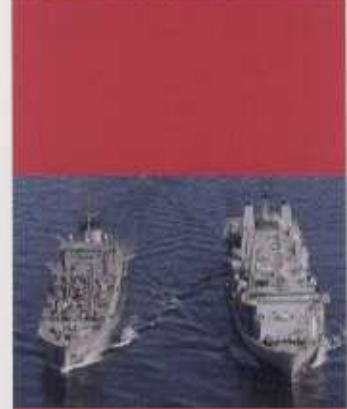
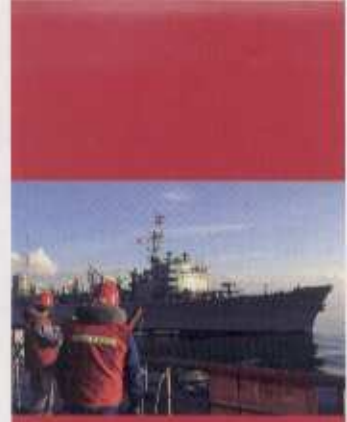
5 関係行政機関の長は、前条の目的を達成するため、対応措置の実施に関し、相互に協力するものとする。

(定義等)

第三条

この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 協力支援活動 諸外国の軍隊等に対する物品及び役務の提供、便宜の供与その他の措置であって、我が国が実施するものをいう。
- 二 捜索救助活動 諸外国の軍隊等の活動に際して行われた戦闘行為によって遭難した戦闘参加者について、その捜索又は救助を行う活動(救助した者の輸送を含む。)であって、我が国が実施するものをいう。
- 三 被災民救援活動 テロ攻撃に関連し、国際連合の総会、安全保障理事会若しくは経済社会理事会が行う決議又は国際連合等が行う要請に基づき、被害を受け又は受けるおそれがある住民その他の者(以下「被災民」という。)の救援のために実施する食糧、衣料、医薬品その他の生活関連物資の輸送、医療その他の人道的精神に基づいて行われる活動であって、我が国が実施するものをいう。



外務省
編集・安全保障政策課
発行・国内広報課

〒100-8919 東京都千代田区霞が関2-2-1
TEL 03-3580-3311 (代)
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>
写真提供：防衛省、時事通信社
2007年3月